

がれき広域処理と戦うために

山本 節子

【基本的なこと】

- ・ごみ処理は市町村の自治事務、国県は口を出せない。
- ・もともと放射能を含む廃棄物は燃やせない(放射能の基準値などない、気化した物質はバグフィルターで補足できない、吸入レベルの人工放射性核種が誕生し、広くばらまかれる)
- ・災害廃棄物(がれき)は廃棄物処理法で規定されていない(産廃処理も市町村に押し付け)
- ・環境省が放射能を所管するのは初めて(もともと知見ゼロ)
- ・日本の環境省は事業省(広域処理は大利権事業)

がれき広域処理と法的な問題

1 根拠法とは何か

1月30日、神奈川県庁で行われた「知事との対話」で、環境省はがれき広域処理に関して「根拠法はない」と明言した。しかし、公共事業を明文法規にもとづいて執行するのは、行政の大原則である。公共事業の原資が税金であり、その再配分(公共事業)が、恣意的、意図的になされないようにすることは、中世以来の統治の原則であり、国民の権利と自由を国家権力から守るための基本的システムである。(→法の支配) この法治主義を成文化したものが憲法。統治者を法律で拘束することによって、被統治者の権利・自由を守る仕組み(もともと、統治者(国会)による権力の濫用はありえる)。従って、法治国家にとって根拠法を欠く事業はありえない。それは違憲・違法でさえなく、非法・無法で、まさにならず者国家のやること。根拠法がないということは、日本は今、中世以前の暗黒社会にあるということを意味している。

★憲法92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」

2 現在の法制度で放射能を帯びたがれきの広域処理は可能か？

…定義と適用除外、環境中の放射能についての規定を見ておこう

○原子力基本法(昭和30年12月19日法律第186号)

(放射線による障害の防止措置)

第二十条 放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。(★注意:これ以外に環境中への放射能汚染防止の規定はない)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)

(目的) 第一条 この法律は、[原子力基本法](#)(昭和三十年法律第百八十六号)の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。(★関連施設における労働者の被爆防止が目的、ただし、汚染物質の廃棄や処分には、非常に厳しい規制を課している。)

(廃棄の基準等)

第十九条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所において廃棄する場合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない……

(廃棄に関する確認)

第十九条の二 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、その廃棄に関する措置が前条第二項の**技術上の基準**に適合することについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

2 廃棄物埋設をしようとする許可廃棄業者は、その都度、当該廃棄物埋設において講ずる措置が前条第一項の技術上の基準に適合することについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣又は文部科学大臣の**登録を受けた者の確認**を受けなければならない。

第二十条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

…汚染状況測定、記録の作成、保存その他の文部科学省令で定める措置を講じなければならない。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号) 最終改正:平成23年6月24日法律第74号

(原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三条の三の二 原子炉設置者は、原子炉を廃止しようとするときは、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の主務省令で定める措置を講じなければならない。

第五十一条の二 次の各号に掲げる廃棄の事業を行おうとする者は、次の各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、**経済産業大臣の許可**を受けなければならない。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、これらに含まれる政令で定める放射性物質についての**放射能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの**として当該放射性物質の種類ごとに政令で定める基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて前号に規定するもの以外のものの埋設の方法による最終的な処分 ……

(廃棄物埋設に関する確認)

第五十一条の六 廃棄物埋設の事業の許可を受けた者は…**経済産業大臣の確認**を受け……

(放射能濃度についての確認等)

第六十一条の二 原子力事業者等は…**放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして……基準を超えないことについて、主務省令により、主務大臣の確認を受けることができる。**

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等…) **経済産業大臣**

二 使用者(旧使用者等を含む。) **文部科学大臣**

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。) **第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣**

四 外国原子力船運航者 **国土交通大臣**

2 前項の確認を受けようとする者は、**主務省令で定めるところによりあらかじめ主務大臣の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。**

3 **第一項の規定により主務大臣の確認を受けた物は、この法律、廃棄物処理法その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。**

(★注意:関連事業者に厳しい規制・基準を課しているが、原子炉等規制法の対象はあくまでも原子炉施設等であり、一般環境中の放射能汚染は想定しておらず、がれき広域処理の根拠たりえない。)

○大気汚染防止法 (昭和43年6月10日法律第97号)

(適用除外等)

第二十七条 この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染及びその防止については、適用しない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)

(定義) **第二条** この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く)をいう。

(★★★注意:ごみ処理は基礎自治体の自治事務。国県は関与できない。「地自法第1条2」「国は住民に

身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」

(★★★注意: 国が自治事務について関与する際は、助言・勧告、資料の提出、是正要求、協議の4類型に限定され、同意、許可・認可・承認、指示、代執行などは関与の方法として認められていない。)

○水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)

(適用除外等)

第二十三条 この法律の規定は、放射性物質による水質の汚濁及びその防止については、適用しない。

○環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(★★注意: 環境保全の法制度策定の義務付け)

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第十三条 放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。

(国の施策の策定等に当たっての配慮)

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(★★★注意: 当然、がれき広域処理も環境保全について、環境アセスなどを実施すべき義務がある)

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十一条 国は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害救済措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない

○環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)

(適用除外等) 第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)及び土壌汚染については適用しない。

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(平成11年7月13日法律第86号、PRTR法[Pollutant Release and Transfer Register])

(定義等) 第二条 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物(それぞれ放射性物質を除く)をいう。

PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度です。人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質として計462物質が指定され、そのうち、発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖発生毒性が認められる「特定第一種指定化学物質」として15物質が指定されています。

対象業種の例: 1 金属鉱業 2 原油・天然ガス鉱業 3 製造業 (a 食料品製造業 b 飲料・たばこ・飼料製造業 c 繊維工業 d 衣服・その他の繊維製品製造業 e 木材・木製品製造業 f 家具・装備品製造業 g パルプ・紙・紙加工品製造業 h 出版・印刷・同関連産業 i 化学工業 j 石油製品・石炭製品製造業 k プラスチック製品製造業 l ゴム製品製造業 m なめし革・同製品・毛皮製造業 n 窯業・土石製品製造業 o 鉄鋼業 p 非鉄金属製造業 q 金属製品製造業 r 一般機械器具製造業 s 電気機械器具製造業 t 輸送用機械器具製造業 u 精密機械器具製造業 v 武器製造業 w その他の製造業 …(中略)

20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)

21 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業)

特定第一種指定化学物質の例: 揮発性炭化水素(ベンゼン、トルエン、キシレン等)、有機塩素系化合物(ダイオキシン類、トリクロロエチレン等)、農薬(臭化メチル、フェントロチオン、クロルピリホス等)、金属化合物(鉛及びその化合物、有機スズ化合物等)、オゾン層破壊物質(CFC、HCFC等)、その他(石棉等)

(★★注意: 焼却炉からは無数の汚染物質が環境中に排出されるが、大部分は同定さえされていない)

○循環型社会形成推進基本法(平成十二年六月二日法律第110号)

(定義)第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合、適正に循環的利用が行われることが促進され、及び循環的利用が行われない循環資源については適正な処分(廃掃法第二条第一項に規定する廃棄物をいう)としての処分をいう)が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)

○土壤汚染対策法(平成十四年五月二十九日法律第五十三号)

(定義)第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く)であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

【結論】

★放射能は現行のすべての環境法令で適用除外とされている。

★環境基本法の定めにもかかわらず、放射能の環境への放出(=事故)を想定した法令は制定してこなかった。原子力基本法も、原子炉等規制法も、改正は行われなかった。(⇒不作為)。

★つまり、現行法令上、放射能を含むがれき焼却=がれき広域処理はできない。また、現状の放射能による環境汚染は、あってはならない、深刻な違法状態にある。一般環境は放射能管理区域より悪い状況にあり、今以上の汚染拡大は傷害罪にあたる。

3 フクシマ後制定された二つの法律

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

(平成23年8月18日法律第99号)第177回通常国会 がれき特措法

(趣旨)第一条 この法律は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるものとする。

(定義)第二条 この法律において「災害廃棄物」とは、東日本大震災により生じた廃棄物(廃掃法第二条第一項に規定する廃棄物)をいう。

(★注意→この時点ではがれきは放射能で汚染されていないとの仮定を通していた。)

(国の責務)

第三条 国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有する。

(国による災害廃棄物の処理の代行)

第四条 環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分(再生含む)を行うものとする。

一 当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制

二 当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性

三 当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性

2 環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、前項の規定による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。

3 環境大臣は、第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。

4 第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。

★注意：廃棄物処理法 19-4-1 措置命令。処理基準に適合しない一廃を収集、運搬、処分し、それによって生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められる時は、市町村長（環境大臣）は必要なら支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講ずるよう命令できる。

（費用の負担等）

第五条 環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。

2 国は、特定被災市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 国は、被災市町村における持続可能な社会の構築や雇用の機会創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

（災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置）

第六条 国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、特定被災市町村以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請及びこれに係る費用の負担、国有地の貸与、私人が所有する土地の借入れ等の促進、災害廃棄物の搬入及び搬出のための道路、港湾その他の輸送手段の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、災害廃棄物の再生利用等を図るため、復興のための施設整備等への災害廃棄物の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。3 国は、災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。（中略）

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。2 国は、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする

（★注意：放射能濃度の規定はまったくなく、広域処理するがれきは汚染されていないとの仮定で押し通していた。1月1日からは放射能汚染対処特措法が施行され、事実上、汚染を認めたが、なおがれき広域処理の法的根拠にはならないとの指摘に、2012年4月17日、告示「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等（平成24年環境省告示第76号）」を出した。）

1 災害廃棄物の受入れ基準

- ・可燃物：焼却後の焼却灰等の放射能濃度 8,000Bq/kg 以下。焼却前の災害廃棄物の濃度の目安が 240Bq/kg 以下、流動床炉の場合は 480Bq/kg 以下（十分な安全率をもった基準）。
- ・再生利用：製品としての流通前段階で放射能濃度が 100Bq/kg 以下。
- ・不燃物：放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下。実際の放射能濃度は不検出から数百 Bq/kg 以下…

（★注意：クリアランスレベルは 10 μSv/kg 以下。それを 100Bq/kg としている。それに、地自法、環境法令不備の違法・違反があり、根拠法たりえない。）

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

（平成 23 年法律第 110 号 第 177 回国会 8 月 26 日成立 8 月 30 日公布）放射能汚染対処特措法

（解説）原子力発電所事故により大量の放射性物質物質が一般環境中に拡散し、それにより汚染された廃棄物や土壌等に起因する周辺住民の健康及び生活環境への影響が懸念され国、地方公共団体、原子力事業者等が必要な措置を早急に講ずることが求められている。この現状に鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として法が制定された。概要：地方公共団体が国の施策への協力を通じて当該地域の自然的社会的条件に応じ適切な役割を果たすことを責務としている（第 4 条）。基本方針（第 2 章）、監視及び測定の実施（第 3 章）、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等（第 4 章）、費用（第 5 章）、雑則（不法投棄の禁止等、第 6 章）等を規定している。

（★注意：汚染濃度によるゾーニング、また地域や廃棄物の種類により、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物、指定廃棄物などのカテゴリーを設けた）。

（特定廃棄物の焼却の禁止）

第四十七条 何人も、特定廃棄物を焼却してはならない。ただし、国、国の委託を受けて焼却を行う者その他環境省令で定める者が第二十条の環境省令で定める基準に従って行う特定廃棄物の焼却については、この限りでない。

(国による指定廃棄物の処理の実施)

第十九条 国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物(「指定廃棄物」)の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

(特定廃棄物の処理の基準)

第二十条 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物(「特定廃棄物」)の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

(廃棄物処理法の適用関係)

第二十一条 対策地域内廃棄物であつて事故由来放射性物質により汚染されていないものについては、廃棄物処理法の規定は、適用しない。

第二十二条 廃棄物処理法第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「汚染された物」とあるのは、「汚染された物(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)第一条に規定する事故由来放射性物質によつて汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)の規定に基づき廃棄される物、放射性物質汚染対処特措法第十三条第一項に規定する対策地域内廃棄物、放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物その他環境省令で定める物を除く。))を除く。」とする。 ↓ ↓ ↓ ↓

【廃棄物処理法：読み替え・簡略化後】

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物(「放射能汚染対処特措法」第一条に規定する事故由来放射性物質によつて汚染された物(原子炉規正法及び放射線障害防止法律の規定に基づき廃棄される物、放射性物質汚染対処特措法第十三条第一項に規定する対策地域内廃棄物、放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物その他環境省令で定める物を除く))を除く)をいう。

★当分の間、①原子炉等規制法や放射線障害防止法により廃棄される物、②国が指定した汚染対策地域内にある廃棄物、③セシウム濃度が8000Bq/kgを超えるもの以外は、廃棄物処理法の対象物と読み替える、という意味。

★★廃棄物処理法自体は変えずに、放射能汚染廃棄物を焼却処理できるようにした。脱法行為。

(特定一般廃棄物等の処理の基準)

第二十三条 前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの(「特定一般廃棄物」)の処理を行う者は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定一般廃棄物の処理を行わなければならない。

4 特定産業廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十五条の四の七の規定(この規定に係る罰則を含む。)の適用については、同条第一項中「同条第一項第四号中「市町村」とあるのは「同条第一項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同項第三号中「一般廃棄物処理基準」とあるのは「放射能汚染対処特措法の環境省令で定める基準(「特別処理基準」)」と、「特別管理一般廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準及び特別処理基準」と、同項第四号中「市町村」と、「読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読み替へは、政令で定める」とあるのは、「同条第二項第一号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替へるものとする。」とする。

【問題点指摘すべきこと】

- 原発事故による廃棄物の発生を仮定した法律が存在しない
- クリアランスレベルは原発や核燃施設にのみあてはめられる
- がれき広域処理には根拠法が存在しない
- 特措法で実体法を「読み替え」させるのは、脱法行為
- 放射能に汚染された廃棄物は、ごみとして処理できない

- 廃棄物焼却そのものを段階的に停止させなければならない
- オールジャパンの情報操作、マインドコントロール
- 受け入れた自治体は、地域に新たな原発をかかえることになる
- 町内のボスなどとの水面下交渉でことが行われている
- 区長会連合会、自治会長連合会などが水面下交渉で受け入れを強いられている
- がれきは現地理設処理を。堤防や防潮堤などインフラへの再利用は危険

(参考資料1 ★これががれき広域処理に拡大された)

福島県内の災害廃棄物の処理の方針

平成23年6月23日
環境省

原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質により汚染されたおそれのある福島県内の災害廃棄物については、平成23年6月19日に災害廃棄物安全評価検討会がとりまとめた「放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理の方針」を踏まえ、次のとおり処理を進めることとする。なお、検討会では、想定される処理方法及び放射性物質が影響を及ぼす可能性のある経路を設定し、環境省及び原子力安全・保安院が行った現地調査の結果等を踏まえ、支配的な核種と考えられるセシウム134及びセシウム137が周辺住民及び作業者に及ぼす影響を算定した。この算定の結果を、6月3日に原子力安全委員会が決定した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方」(原子力安全委員会決定)に示された考え方と比較検討することにより安全評価を行い、処理の方針のとりまとめを行った。(対象地域には、避難区域、計画的避難区域、会津地方及び5月27日に処理を再開することとした10町村を含まない。この資料で使用する「処理」は廃棄物処理法の「処理」と同じ意味であり、「処分」や「再生利用」を含んでいる。)

1. 基本的な考え方

放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理に当たっては、原子力安全委員会決定を踏まえ、**焼却施設や最終処分場の周辺住民や作業者の安全を確保することを大前提とする**。その上で、災害廃棄物の発生量が膨大であることから、**可能な範囲で焼却や再生利用を行うことにより、埋立処分量をできるだけ減くさせることが望ましい**。災害廃棄物の汚染の程度が高いものがあることやばらつきが大きいことなどによって、既存の調査結果から直ちに原子力安全委員会決定に定める「めやす」を満足することを示すことができない場合や、長期的な安全性を確保できないおそれがある場合には、適切な方法で一時的保管を行いつつ、国において速やかに安全な処分方法を検討する。また、念のための措置として、処理施設周辺の空間線量率や地下水、処理施設から排出される排ガス、排水等などのモニタリングを継続して行う。さらに、クリアランスレベルと同程度以下のものを別として、当面の間、福島県内で処理を行いつつ、関係者間の調整を進めるものとする。

2. 可燃物の焼却について

木くず等の可燃物について、**十分な能力を有する排ガス処理装置が設置されている施設で焼却処理が行われる場合には、安全に処理を行うことが可能である**。具体的には、**排ガス処理装置としてバグフィルター及び排ガス吸着能力を有している施設では焼却可能である**。また、電気集塵機など他の排ガス処理装置を設置している施設については、試験的に災害廃棄物を焼却して排ガス中の放射性物質の濃度を測定するなどによって、安全性を検討することとする。(注)バグフィルターに活性炭などの吸着性能を有する物質の吹込装置が設けられている場合は焼却可能である。また、バグフィルターに加えて湿式の排煙脱硫装置などの湿式排ガス処理装置が設けられている場合も焼却可能と**考えられる**。

3. 焼却に伴って発生する主灰及び飛灰の取扱いについて

木くず等の可燃物の焼却に伴って発生する主灰及び飛灰については、作業員の被ばく対策を講じるとともに、跡地の利用を制限することにより、安全な埋立処分が可能である。一方、個々に条件が異なる埋立処分された場所において長期的な管理が必要であり環境保全のあり方について検証が必要なことに鑑み、当面、下記によることとする。

(1) 主灰

放射性セシウム濃度(セシウム134とセシウム137の合計値)が8,000Bq/kg以下である主灰は、一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)における埋立処分を可能とする。ここで放射性セシウム濃度の目安8,000Bq/kgは、埋立作業員の安全も確保される濃度レベルであり、原子力災害対策本部において別途検討された上下水処理等副次産物の取扱いと同じである。また、**100,000Bq/kgを超える場合には、上下水処理等副次産物の取扱いと同様に、適切に放射線を遮へいできる施設で保管することが望ましい**。なお、

主灰の放射性セシウム濃度は、焼却前の可燃物の放射性セシウム濃度のほか、災害廃棄物以外の廃棄物との混焼割合の影響も受けると考えられる。埋立処分に当たっては、念のために埋立場所を他の廃棄物と分離し、埋立場所を記録しておくこととする。また、埋め立てる主灰と保有水等集排水設備との間に土壌の層が存在するようにする。埋立処分終了後の跡地については、十分な安全性が確認されない限り、居住等の用途に供することは避けることとする。放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える場合は、埋立処分するのではなく、埋め立てられた主灰中の放射性セシウムの挙動を適切に把握し、国によって処分の安全性が確認されるまでの間、一時保管とすることが適当である。一時保管は、最終処分の前の処理の段階であり、次の①又は②によることとする。

① 放射線を遮へいできる場所におけるドラム缶等での保管

② 一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)での保管

ア. 埋立場所を他の廃棄物と分け、埋立場所を記録する。

イ. 土壌(ベントナイト等)で30cm程度の隔離層を設け、耐水性材料で梱包等した主灰を置く。

ウ. 雨水浸入防止のための遮水シート等で覆う、あるいはテントや屋根等で被覆する。

エ. 即日覆土を行う。

一時保管の場合、放射性物質による作業員への影響を抑制するため、一日の作業終了後の覆土である即日覆土ではなく、より頻繁な覆土を行うことが望ましい。また、それぞれの作業員の主灰を扱う作業時間を制限することが必要となる場合もある。(安全評価においては、覆土方法は中間覆土、作業時間は1日8時間、年間250日の労働時間のうち半分の時間を主灰のそばで作業すると仮定した。)また、一時保管の場所は、周辺の居住地域から適切な距離をとることとする。(巻末の参考5を参照)

(2) 飛灰

集塵機から排出される飛灰は、主灰以上に放射性セシウムが濃縮されやすい。また、飛灰に含まれる放射性セシウムは水に溶出しやすいという報告がある。このため、飛灰については、放射性セシウム濃度が8,000 Bq/kgを超える主灰と同様に、国によって処分の安全性が確認されるまでの間、一時保管とすることが適当であり、100,000Bq/kgを超える場合には、適切に放射線を遮へいできる施設で保管することが望ましい。また、焼却灰の熔融処理で発生する飛灰も、同様に一時保管とすることが適当である。熔融スラグについても一時保管とすることを原則とするが、8,000 Bq/kg以下であることが確認された場合は埋立処分が可能である。

4. 不燃物等の直接埋立てについて

不燃物等の災害廃棄物をそのまま又は破碎して安全に埋立処分することが可能である。この場合の埋立処分の方法や跡地の利用に関しては、8,000 Bq/kg以下の主灰の場合と同様である。埋立作業員への影響に関しては、通常の廃棄物を扱う場合と同様、マスク等の着用が必要であるが、放射性物質による影響に着目した特別な対策は不要と考えられる。

5. 再生利用について

今回の原子力発電所事故の影響を受けて放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物であっても、市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準(10 μ Sv/年)以下になるよう放射性物質の濃度が適切に管理されていれば再生利用が可能である。また、利用する時点でクリアランスレベルを超える場合であっても、被ばく線量を10 μ Sv/年以下に低くするための対策を講じつつ、管理された状態で利用することは可能と考えられる。管理された状態での利用とは、公共用地において路盤材など土木資材として活用する方法が考えられるが、被ばく線量を抑制するため、覆土を行って地表に露出しない方法での使用とすべきである。放射性物質によって汚染されたおそれのある金属は、汚染がある場合でも金属の表面に留まることから、水などによって表面の汚染を十分に除去することにより、利用できる可能性がある。また、仮置き場に搬出されるまで屋内に置かれていたものについても、利用可能と考えられる。他方、放射性物質による汚染のおそれがあるコンクリートくずを破碎して直接居住用建物のコンクリート壁材等に使用することは、安全性が確認されない限り避けるべきである。その他の方法の利用の可否や、除染を行ったうえで利用の方法等について、さらに検討が必要である。

6. 必要な調査について

今回、国の現地調査の結果等を踏まえ、想定される処理方法及び放射性物質が影響を及ぼす可能性のある経路を設定して安全評価を実施し、その結果を踏まえて、災害廃棄物の処理の方針を取りまとめたが、念のため安全評価の妥当性を確認するための調査を行う必要がある。そこで、国が、空間線量率が比較的高い仮置き場における災害廃棄物の汚染状況の念のための確認、焼却処理に伴う主灰、飛灰、排ガス、排水等の放射性物質の濃度測定、最終処分場における敷地境界での空間線量率や放流水の測定等を行うこととする。また、津波堆積物(ヘドロ)については、周辺の土壌と同程度の汚染であることが予想されるが、念のために放射性物質の濃度測定を行い、現状を把握する。

7. 電離放射線障害防止規則について

作業者の被ばく量が合理的に達成できる限り低くなるようにするため、また、災害廃棄物の焼却、埋立処分、再生利用等を適切に行うため、焼却・熔融処理施設の排気、管理型最終処分場の排水等について適切かつ定期的な放射能濃度の測定を行うとともに、必要に応じて関係者が適切な対策を講じることが必要である。また、焼却灰等管理者は、焼却灰を一時保管する量や放射能濃度を記録する。災害廃棄物を焼却する施設、埋め立てる管理型最終処分場等の事業場内において、**外部放射線による実効線量が電離放射線障害防止規則**(昭和47年労働省令第41号。「電離則」)第3条第1項に定める基準(3月間につき1.3mSv(2.5 μ Sv/h))を超える恐れがある場合、又は焼却灰等が電離則第2条第2項の定義に該当する放射性物質に該当する場合(放射性セシウムの場合にはセシウム134とセシウム137の濃度の合計が1万Bq/kgを超える場合)には、作業者の安全を確保するため、電離則の関連規定を遵守する。また、災害廃棄物の破砕されたコンクリート等が電離則第2条第2項に定める放射性物質に該当する場合には、路盤材等として受け入れる事業場においても、電離則が適用される可能性があることに留意する。なお、電離則第2条第2項で定める放射性物質の濃度下限値近傍の焼却灰等を扱う場合には、「原子力安全委員会決定」の「2. 処理・輸送・保管について」に鑑み、作業者の被ばくを測定・管理することが望ましい。さらに、作業者の受ける線量が1mSv/年を超える場合等において、放射線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、災害廃棄物の処理開始後半年を目途として、その時点で焼却灰等から検出される放射能濃度等に基づき、焼却灰等の放射能濃度と作業者の受ける放射線量の関係等を再評価する。

8. 避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物の処理方法について

浜通り及び中通りで実施した災害廃棄物の仮置き場周辺の空間線量率と災害廃棄物の放射能濃度の調査の結果、空間線量率が低い地域においては災害廃棄物の放射能濃度のばらつきも小さくなっている。また、放射性物質による災害廃棄物の汚染経路は、大気中に排出された放射性物質の降下によるものと考えられることから、今回の調査で得られた廃棄物の放射能濃度と空間線量率との関係は、福島県下の他の地域にも当てはまると考えられる。このため、避難区域及び計画的避難区域の中でも、その外側と同程度の空間線量率と推定される地域については上記1～7と同様の方法での処理が可能と考えられる。このような地域の災害廃棄物の処理を円滑に進めるための処理計画の策定に資することを目的として、国が、空間線量率の詳細調査及び災害廃棄物の存在形態に関する予備調査を実施する必要がある。空間線量率が高い地域の災害廃棄物の処理方法については、今後検討が必要である。これらの地域にあっては、今後、災害廃棄物の種類毎に濃度測定調査を行い、現状を把握し改めて処理方法を検討することとする。

9. その他

(1) モニタリングについて

処理の安全性を確認するため、処理施設周辺の空間線量率や施設周辺の地下水、処理施設から排出される排ガス、排水等などのモニタリングを継続して行うことが必要である。今後、国、県、市町村がそれぞれの立場でモニタリングを行うことが必要と考えられるが、できるだけ統一的な方法でモニタリングを行うことが望ましい。このため、早急にモニタリング技術に関する知見を収集し、モニタリングの方法を検討することが必要である。なお、当面、市町村が、災害廃棄物を焼却する際には、なるべく早い段階で主灰及び飛灰の放射性セシウム濃度を測定する。

(2) 施設の管理主体等について

今回の検討に当たっては、主として、市町村が災害廃棄物を自らの焼却施設や最終処分場で処理することを想定したが、市町村が民間業者に処理を委託して当該民間業者が管理する処理施設で処理する場合もある。放射性物質による汚染のおそれのある災害廃棄物の処理に当たっては、長期的な管理が必要となる可能性が高いことに鑑み、委託処理の場合に、委託者である市町村や施設の指導監督権限を有する県又は政令市の果たすべき役割について、さらに検討が必要である。

(参考1) 原子力安全委員会による当面の考え方

原子力安全委員会の6月3日「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」の概要は、次のとおり。

- ① リサイクルする場合、再利用して生産された製品は、市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準(10 μ Sv/年)以下になるよう、放射性物質の濃度が適切に管理されていることを確認する必要がある。
- ② 処理・輸送・保管に伴い、周辺住民の受ける線量が1mSv/年を超えないようにすると共に、処理施設等の周辺環境の改善措置を併せて行うことにより、周辺住民が受ける放射線の量を抑制するように特段の配慮が必要である。

- ③ 処理等を行う作業者が受ける線量についても可能な限り1m Sv/年を超えないことが望ましいが、比較的高い放射能濃度の物を取り扱う工程では「電離放射線障害防止規則」を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う必要がある。
- ④ 処分の安全性は、処分施設の管理期間終了以後、周辺住民の受ける線量が、基本シナリオに基づく評価において10 μ Sv/年以下であり、変動シナリオに基づく評価が300 μ Sv/年以下であるとの「めやす」に基づき判断する。

2011.9.28 東京都、岩手県の災害廃棄物の受け入れを表明。9.30 処理基本協定締結。
2011.10.7 環境省、全国の自治体に受け入れを本格要請。
2011.11.11 放射能汚染対処特措法 基本方針策定
2011.11.24 東京都が宮城県の災害廃棄物の受け入れを発表。
2011.12.16 環境省、災害廃棄物の広域処理パンフを全国自治体に配布
2012.4.13 [「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」](#)の公布

(参考資料2 筆者による北九州市への要請文)

放射性物質に汚染された震災廃棄物の 受け入れ、焼却及び埋立をただちに中止して下さい

北橋北九州市長は6月20日、宮城県石巻市のがれき(震災廃棄物)の正式受け入れを市議会で表明することが報道されました。<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20120617-OYT1T00614.htm>

木くずを中心に年間最大3万9500トン、4隻の専用船で搬入し、小倉北区・日明、門司区・新門司、八幡西区・皇后崎の3処理施設で1日計130～140トンを焼却し、灰は若松区の最終処分場に埋めるということです。

しかしながら、市長のこの決定は市民の付託を受けたものではなく、市民の意思を確かめて判断したものではありません。それどころか、日明焼却炉へのがれき搬入の際、多数の反対派住民がかけつけて、逮捕者を出す騒ぎがあったように、北九州市では数多くの市民がこの事業に不安をもち、反対しています。

私たちは地方公共団体の納税者・有権者として、がれき受け入れ及び焼却は根拠法を欠く違法不当な事業であること、また、汚染を意図的に拡大し住民の将来の健康被害を招く犯罪的な行為であると認識し、これを即刻中止することを求めます。

記

1. がれきの受け入れは、地方公共団体にとって「廃棄物処理」という自治事務の範疇に入り、その事務は必ず「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)を根拠にしなければならず、地方自治法市長が、明文規定から離れた、恣意的な判断を下すことはできません。その廃棄物処理法第2条1項は、「放射性物質及びこれによって汚染されたもの」を除外しており¹、当然、放射性廃棄物を含むがれきは——濃度とは無関係に——、廃棄物処理法の対象として扱えず、焼却も埋立もできません。がれきを焼却した場合の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染についても、法令はすべて除外規定を設けており(環境中に漏出することを想定していない)、がれき焼却はこれらの環境法令に反し、違法・不当です。

2. 放射能を含む廃棄物の焼却を禁じたのは、焼却によって微小化した放射性物質は捕捉がより困難になり(エントロピーの法則)、容易にヒトの肺胞の奥まで達してさまざまな健康被害をもたらす事実が知られているからです。放射性物質を燃すと、放射性PM2.5(超微粒子)が排出されるため、広範な人々が内部被曝の危機にさらされます。

¹廃棄物処理法第二条「この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。」

3. 環境省の「100 ベクレル/kg以下は燃やしても安全」、「8000 ベクレル/kg 以下なら埋め立てでも大丈夫」との主張は、さまざまな仮定にもとづいた、データの裏づけのない数値にすぎません。

それ以前に、どの市町村も、これまで放射能廃棄物を焼却した経験はなく、当然、それがもたらす健康被害についても何の知見も、研究の蓄積もありません。これは国も県も同様で、つまり、安全を保障できる人は誰もいないのです。また、環境省は、よく「IAEAのお墨付き」に言及しますが、その原文は、決してがれき広域処理を前提としたものではなく、世界ががれき広域処理を認めているかのような主張は、全くの詐欺行為です。

4. 一方、海外にはこの問題に関する多くの文献²があり、いずれも放射性廃棄物焼却炉周辺における白血病とガンの増加を指摘しています。特に、ドイツのある研究³によれば、子どもたちの白血病が10倍以上、ガンが3倍増えており、がれき焼却は、将来世代に対する加害行為であるとさえ言わざるを得ません。このように、住民の安全を守る職責にある市長が、本来的に危険ながれき焼却を積極的に進めていることに、強い憤りとともに、不信と疑惑を感じざるを得ません。

5. また、津波被害を受けたがれきには、下水道破壊によるヘドロに含まれる有機化合物、建物・製油所の火災によるヒ素、クロム、銅などの有害重金属、種々の薬品や農薬など多様な有害物質が付着しています。木くずにはこれらがしみこんでいて、有害物質だけを抜き出すことはできません。逆に焼却によって、必ず環境中に排出され、放射能と共に、環境と人体に蓄積してゆくことになります。

6. がれき受け入れは一たとえ多額の補助金がついても一決して割が合う事業ではありません。自治事務であるからには、検査・測定はもちろん、安全性の確認、そして問題が起きた場合のクリーニング作業、金銭的保障までを、すべて自治体の責任で実施しなければならないからです。しかし、前述のように、市町村には放射能についての知見はなく、汚染に対処する能力も全くありません。

7. しかも、がれき焼却後に発生する焼却灰(特に飛灰)は、非常に毒性が強く、これを海面埋立すると、近隣の水産業が壊滅的打撃を受ける可能性があります。陸上処分でも、封じ込められるのは一時的であり、時間と共に、毒物は必ず周辺に漏出していくことが、多くの事例から証明されています。焼却せず、現地でがれきのまま埋立処分する、あるいは(汚染濃度の高いものは)、遮断型処分場を作り、半永久的に管理するなどの手法が望まれます。がれき広域処理は、行ってはいけない最悪・最低の処理法です。

8. 市長は、初めから広域処理ありきで、市民に一方的に国・県の説明を押し付けていますが、憲法、地方自治法は、自治事務を「地方自治の本旨に基づき」「法令を定めて行う」との規定に反しています。地方自治の本旨とは、地方行政に住民意見を反映すべしとの意味ですが、それを無視された結果、私たち住民は、健康で平和に暮らす権利を侵害されているのであり、北橋市長の行動は憲法・地方自治法に違反します。

9. 放射能に汚染されたごみを燃すことによって、焼却炉も放射能を帯びようになり、その後、焼却炉からは恒常的に放射能を帯びた物質が排出されることとなります。それによって、自治体の財産価値も減るため、地方行財政に与える悪影響も無視できません。

以上、がれき焼却に伴う問題のごく一部を記しました。くり返しますが、がれき広域処理の後果を論評できる専門家は、日本には一人もいません。国の言うままにがれきを受け入れるのは非常に危険です。すべてを国まかせにしていた結果、起きたのがフクシマだったことを、私たちは自省をこめて思い出さなければなりません。

がれき広域処理とは、原発を推進してきた国と産業界が提案した、きわめて冒険的、危険な処理法であり、基礎自治体は決して手を出してはなりません。ここは、今一度、立ち止まってお考えいただき、予防原則にもとづいて、本事業を中止して下さい。少なくとも、宮城県との委託契約を締結する時期を相当先延ばしにしてくださいと考えます。

なお、この申し入れ書にもとづいて、私たちは市と話し合いを持つことを望みます。今、市民と市長の間は非常に遠く離れているので、少なくとも同意できる部分から共通認識を含め、本当に何が、被災地と北九州市民のためになるのか、を一緒に考えてゆきたいと思っています。**この件につき、一週間以内にお返事を下さるようお願い申し上げます。以上**

2 Makhijani, Arjun, Ph.D. "Incineration of Radioactive and Mixed Waste." ieer.org, National Academy of Sciences. Waste Incineration and Public Health. www.nap.edu/catalog/5803/html 等多数

3 <http://www.ecomed.org.uk/content/IncineratorReport.pdf> のp.35

【MEMO】

9・29がれき下町講演会 主催：放射能を考える下町ネットワーク
2012年9月29日 於：すみだ産業会館